

令和6年5月15日

海事局船員政策課

船員労働災害防止優良事業者の令和6年度募集を開始します！

国土交通省海事局では、船員の労働災害防止に向けた船舶所有者の自主的な取組を促すため、労働災害の防止に優れた成果をあげている船舶所有者を、「船員労働災害防止優良事業者」として認定しています。今般、令和6年度の認定事業者の募集を行います。

1. 船員労働災害防止優良事業者認定制度

船員の労働災害については、発生件数、発生率ともに昭和43年から大幅に減少してきたところですが、陸上の労働災害と比較すると依然として高い発生率となっています。

このような状況を踏まえ、船員労働災害防止対策の一環として、平成18年度以降、労働災害の発生防止に優れた成果を上げている船舶所有者を「**船員労働災害防止優良事業者**」として認定を行っています。



2. 募集期間

令和6年5月15日（水）～6月28日（金）まで ※当日消印有効

3. 事業者の認定等

優良事業者は、海事局船員政策課長が認定し、国土交通省ホームページで公表します。

また、新たに認定を受けた優良事業者については、毎年9月に実施している「船員労働安全衛生月間」において表彰等を行う予定です。

4. 申請方法

募集期間中に地方運輸局等に次の書類を提出して下さい。

- ①船員労働災害防止優良事業者認定申請書 ②安全衛生チェックリスト

※申請方法等については国土交通省ホームページにてご確認ください。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr_000013.html



【問い合わせ先】

海事局船員政策課労働環境対策室 小泉、広瀬

(代表) 03-5253-8111 (内線) 45-146、45-144

(直通) 03-5253-8652 hqt-senin@mlit.go.jp

令和6年度

船員労働災害防止 優良事業者募集！

優良事業者の認定は “安全性の証”

募集期間

令和6年5月15日（水）～6月28日（金）
（※消印有効）

募集対象

優良
事業者
（1級）

- ・過去5年間 継続して無違反
- ・過去5年間災害・疾病の発生状況が基準内
※新型コロナウイルス感染症（令和5年5月7日以前に感染したもの）を除く。
- ・2級に認定



Step Up

優良
事業者
（2級）

- ・過去3年間 継続して無違反
- ・過去3年間災害・疾病の発生状況が基準内
※新型コロナウイルス感染症（令和5年5月7日以前に感染したもの）を除く。



船員労働災害防止優良事業者 認定制度

優良事業者になると

- ・ 認定証が交付されます
- ・ 国交省ホームページや専門紙等に公表・周知されます
- ・ 認定ロゴマークが使用できます
- ・ 船員職業安定業務窓口等に提出する求人票に優良事業者であると記入することができ求職者へのアピールが可能です

認定は **3年間**有効

認定申請方法等

船員労働災害防止優良事業者の認定を申請をする方は以下の書類を最寄りの地方運輸局等に提出（メール、郵送、持参）してください

- ・ 認定申請書
- ・ 安全衛生チェックリスト（1部は本紙が必要）

※申請書類のデータはこちら（地方運輸局等の窓口にもございます）

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000018.html

お問合せ先

国土交通省海事局船員政策課労働環境対策室 TEL：03-5253-8652
e-mail：hqt-senin@mlit.go.jp

申請・お問合せ先

各地方運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課

※九州運輸局については船員労働環境課、沖縄総合事務局については船舶船員課